

農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画



平成29年3月

大野市

1 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する方針

本市は、福井県の東端に位置し、四方を急峻な白山の支脈に囲まれており、これらの山々を源として、九頭竜川、その支流の石徹白川、真名川などの清流が市内を流れ、大野盆地を形成している。福井県は全体として日本海式気候に属しており、なかでも奥越地区と呼ばれる本市は、地形や季節風の影響により北陸山地型の気候であり、平均気温は低く、冬期の降雪が多いことが特徴である。

田畑を合わせた耕地面積は4,210ha（平成27年値）であるが、本市の農業は水稲が盛んであるため、約97%が田である。その他の主な特産作物としては、里芋、ナス、ネギ、菊などがある。高齢化による担い手不足が最大の課題となっている。

一方、本市の森林面積は75,838ha（平成27年値）で、市面積の約87%を占めている。本市では比較的若い林分が多く、間伐を適正かつ計画的に実施していくことが求められるが、木材の売払収入が間伐経費に見合わないことも多いため、間伐自体が進まず、また、伐採されても搬出されずに山に放置されることも少なくなかった。

このような中、平成28年4月に、木質バイオマス発電所が本格稼動を開始したことにより、主な燃料である間伐材の継続的な需要が確保されることとなった。間伐材が長期的かつ安定的に買い取りされることで、山林所有者の所得向上はもとより、関係産業の活性化や雇用創出など、地域経済に大きな波及効果を与えている。また、森林整備が進むことにより、山地災害防止や水源涵養など、森林の有する多面的機能が十分に発揮されていくことが期待されている。

木質バイオマス発電所への安定的な原料供給体制を強化していくことは地域林業の振興に直接的に影響を与えるため、引き続き積極的に取り組んでいくとともに、発電所で発生する排熱や燃焼灰などを農業に利用する方法を研究し有効利用することで、地域の農林業の活性化が図られるよう努めていくものとする。

2 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域

区域の所在	面積	備考
大野市七板41字御倫石2番地 ほか14筆	31,033 m ²	木質バイオマス発電施設

3 2の区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の種類及び規模

発電設備の種類	発電設備の規模	備考
木質バイオマス発電	7,000 k w	発電事業の燃料となる木質バイオマスについては、主に地域内に賦存する未利用材等を利用する。

4 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて農林地の農林業上の効率的かつ総合的な利用の確保を図る区域及び当該確保に関する事項

該当区域なし

5 再生可能エネルギー発電設備の整備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組に関する事項

番号	再生可能エネルギー発電設備と併せて促進する農林漁業の健全な発展に資する取組の内容	備考
①	木質バイオマス発電事業者が、地域内に賦存する未利用材等を、長期的かつ安定的に買い取るにより、間伐等の森林整備が進められ、林業従事者の所得向上や大径材の生産促進など、林業の活性化に寄与する取組み	
②	木質バイオマス発電設備からの排熱を施設園芸ハウスに供給することにより、燃料高騰の影響を受けにくく、冬期においても経営可能な農業への転換を図ると共に、地域人材を積極的に雇用し農家等の所得向上に寄与する取組み	
③	木質バイオマス発電設備から排出される燃焼灰の肥料又は土壌改良材としての利用、あるいは、稲作により大量に発生するもみ殻の有効利用など、バイオマスの利活用により地域農業への付加価値を高め又はコスト低減を図る方策を研究し具体化する取組み	

6 自然環境の保全との調和その他の農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に際し配慮すべき重要事項

(1) 自然環境の保全との調和

地域の植生、野生動物の生態、水質等の自然環境に影響を及ぼす可能性があることから、必要に応じて影響の調査・検査等を行うことにより、自然環境の保全に十分に配慮する。

(2) 景観の保全、歴史的風致の維持及び向上との調和

気候風土に適した形で農林業を営む中で、地域固有の個性ある美しい景観がつけられていることから、これらの景観が損なわれることのないよう適切な配慮を行う。

7 農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する目標及びその達成状況についての評価

(1) 目標

木質バイオマス発電において、年間5万5千MWhの発電及び5～6万トンの間伐材の安定供給を図るとともに、地域の農林漁業の健全な発展に資する取組みを行う。

(2) 目標の達成状況についての評価

目標の達成度合いを確認するため、毎年度、設備整備事業者は、認定設備整備計画の実施状況（設備整備の進捗状況、稼働状況）を本市に報告することとする。また、大野市再生可能エネルギー農山村活性化協議会において、認定設備整備計画の進捗を協議し、目標が達成されない場合、達成に向けて必要な改善策を講じるものとする。

8 再生可能エネルギー発電設備の整備を促進する区域において整備する再生可能エネルギー発電設備の撤去及び原状回復

再生可能エネルギー発電事業を中止又は終了した場合は、設備整備事業者の責任において、区域周辺への環境の保全や安全性の確保を図るため、施設の撤去等の対策を行うこととする。

9 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

該当事項なし

10 その他農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する事項

(1) ホームページ等による周知

基本計画に基づく取り組みの促進や関係住民等の理解の醸成を図るため、ホームページ等により広く周知する。

(2) 設備整備計画の認定

設備整備計画の審査を行う際には、内容が基本計画に適合するものであることに加え設備整備計画が実施される見込みが確実であることとする。また、設備整備計画の認定を行う際には、実施状況の報告を行うこと、是正の指導に従うこと等の条件を付することとする。

(3) 区域外の関係者との連携

本市及び再生可能エネルギー発電事業者等の関係者は、本市の区域外の関係者とも相互連携し、優良事例等の情報共有を行いつつ、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー発電に取り組む。